

第6号様式（第19条関係）

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成25年5月29日											
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条南石田町5番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京阪バス株式会社 代表取締役社長 塩田 正 電話 075-682-2310											
主たる業種	一般乗合・貸切旅客自動車運送事業					細分類番号 41 31 1 1							
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号												
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで												
基本方針	エネルギー消費率の改善・廃棄物排出量の削減・自社環境マネジメントシステムに基づきCO ₂ 排出量の1%削減を目指す。												
計画を推進するための体制	総務部を環境事務局とする京阪バスグループ環境マネジメントシステム												
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率							
	<table border="1"> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td>4,866.5 トン</td> <td>5,054.1 トン</td> <td>5,581.5 トン</td> <td>トン</td> <td>9.3 パーセント</td> </tr> <tr> <td>評価の対象となる排出の量</td> <td>4,866.5 トン</td> <td>5,054.1 トン</td> <td>5,581.5 トン</td> <td>トン</td> <td>9.3 パーセント</td> </tr> </table>	事業活動に伴う排出の量	4,866.5 トン	5,054.1 トン	5,581.5 トン	トン	9.3 パーセント	評価の対象となる排出の量	4,866.5 トン	5,054.1 トン	5,581.5 トン	トン	9.3 パーセント
事業活動に伴う排出の量	4,866.5 トン	5,054.1 トン	5,581.5 トン	トン	9.3 パーセント								
評価の対象となる排出の量	4,866.5 トン	5,054.1 トン	5,581.5 トン	トン	9.3 パーセント								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	路線再編により走行距離が増えたことにより排出量が増加。エネルギー消費の改善策を再検討し、効率的な事業運営を目指す。											
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率						
	<table border="1"> <tr> <td>事業所</td> <td>事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/10000)</td> <td>10.24</td> <td>10.19</td> <td>9.92</td> <td>-1.81 パーセント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業活動に伴う排出の量 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> </tr> </table>	事業所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/10000)	10.24	10.19	9.92	-1.81 パーセント		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント
		事業所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/10000)	10.24	10.19	9.92	-1.81 パーセント						
	事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント								
実績に対する自己評価	路線再編により走行距離が大幅に増えたことにより燃料使用量が増えたが、エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。												
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考							
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。											
	(24)年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指した。											
	(25)年度												
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	本社事務所において、毎月16日の京都市ノーマイカーデー、第4木曜日の独自のノーマイカーデーを実施している。この取り組みによりエコ通勤事業所の認定を受けている。											
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	本社事務所は、地下鉄駅上に立地しており、勤務者も日勤勤務者のみであるためマイカーを使用せずに通勤を行っている。											
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考								
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン									
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン									
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン									
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン									
	温室効果ガス排出量の削減効果又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン									
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン									
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	CNG(圧縮天然ガス)バス、アイドリングストップ装置装着バスなどを導入し、窒素酸化物や粒子状物質の排出量削減に努めている。												
特記事項	社外の環境セミナー等へ積極的に参加するとともに、環境マネジメントシステムにより社員の意識改革を啓発している。												

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。